

## 危機のコモンズの可能性<sup>(1)</sup>

竹田 茂夫

---

はじめに

- 1 コモンズの新たな課題
- 2 コモンズ理論の収斂と拡張
- 3 市場化の論理と力
- 4 危機のコモンズ
- 5 ポパール
- 6 グローバル化と危機のコモンズ役割

おわりに

はじめに

コモンズ研究は、この半世紀ほどの研究の結果、社会科学の諸分野で理論的市民権を確立したかのように見える。政治学者オストロムのコモンズ研究への高い評価がこれを象徴する。しかし他方、現実のコモンズは公と私の中のニッチで生き延びるか、企業主導のグローバル化のなかで多くの障害にぶつかっているように見える。国家や市場原理とは異なる、第三の統治構造・資源配分メカニズムとして見た場合、コモンズにどのような実践的ポテンシャルを見るべきであろうか。本稿は「危機のコモンズ」という新たな視点からこの問題を考える試みである。大規模な産業災害や有害化学物質・放射能の長期リスクの蓄積などの、政府の失敗と企業の失敗<sup>(2)</sup>が重なり合う領域にこそ、協力の原理に基づくコモンズの意味を見出すべきだというのが本稿の論旨である<sup>(3)</sup>。

---

(1) 本稿は昨年(2012年)2月の農水省・農林水産政策研究所におけるセミナー「震災復興における市場原理の限界とコモンズ・コミュニティの意義」、及び「グローバル化のなかのコモンズ(1)、(2)、(3)」『生活経済政策』No.183, No.185, No.187, 2012年の議論をさらに展開したものである。本稿の論旨はこれらと部分的に重複する。

(2) 竹田「企業の失敗(1)、(2)、(3)」、『生活経済研究』No.189, 191, 193, 2012年。竹田「企業の失敗——企業制度とリスクの外部化」、『科学』82-1, 2012年。

(3) 大規模自然災害についても、必要な変更を加えて本稿の議論は成立する。

## 1 コモنزの新たな課題

コモنزとは理論的にも実践的にも袋小路にあるように見える。理論的には、ハーディンの「共有地の悲劇」(1968年)以降、それを批判する形で多くの実証的研究が発表され<sup>(4)</sup>、理論的にもオストロムらによってコモنز独自の統治構造と資源配分メカニズムが整理されてきた。国家による法的・政治的な公的介入の領域と市場経済の私的領域の間であって、地域や生産を共有する参加者たちの協力の分野、いわば「共」の領域が独自の経験の蓄積と論理をもつといった理解である。

日本でも、小繋事件等の入会地をめぐる問題を議論してきた法学を別にすれば<sup>(5)</sup>、1990年代以降、経済学、生態学、環境社会学、人類学、林政学等の分野で研究が進められてきた<sup>(6)</sup>。

この理論的研究の展開とは逆に、コモنزの実践面での停滞があるように見える。実際、比較的の小規模の地域生産共同体を基盤にした、自治システムとしてのコモنزは、政府の大規模公共事業や、企業の大規模開発に対して、有力な抵抗の手段を持っていないように見える<sup>(7)</sup>。

コモنزが直面する課題に対して、特定の地域と生産現場に制約された伝統的コモنزを他の地域や市民社会へ「開く」ことが提案されることが多い。たとえば、「漁民の森」のように、沿岸漁業の生産者たちが川の上流山地に植林を進める事業、荒廃する中山間地の耕作・棚田維持・野焼きへの都市住民の参加などがコモنزを「開く」例として挙げられることが多い。あるいは、伝統的コモنزを多層の統治システム(中央政府、地方政府、地域住民等)の内部に埋め込み、市民運動やNPOとの横の連携をはかるコ・マネジメントco-managementも提案されている<sup>(8)</sup>。

温暖化ガスの排出権取引のようなグローバルな市場メカニズム利用に対抗できる、ローカルな自治と協力を基盤とするコモنزの制度設計は可能かどうか、議論は始まったばかりである<sup>(9)</sup>。

---

(4) たとえばB. J. McCay et al. (eds.), *The Question of the Commons*, Univ. of Arizona Press, 1987は多くの実証研究や実態調査を報告している。

(5) 第二次大戦前から1970年代までの、戒能通孝による一連の入会研究。ただし、1980年代初めに米国の政治学者マッキーンによって日本の入会がコモنزの問題として紹介された。Margaret McKean, *Environmental Protest and Citizen Politics in Japan*, Univ. of California Press, 1981.

(6) ごく一部を示せば、多田田政弘『コモنزの経済学』学陽書房、1990、宇沢弘文編著『社会的共通資本——コモنزと都市』東大出版会、1994、鳥越皓之「コモنزの利用権を享受する者」、嘉田由紀子「生活実践から紡ぎ出される重層的所有観」『環境社会学』、1997。日本のコモنزの展望論文として三俣学、菅豊、井上真編著『ローカル・コモنزの可能性』ミネルヴァ書房、2010などがある。

(7) 三俣・森本・室田「広がる共的世界——その歴史と現在」、同編著『コモنز研究のフロンティア』東大出版会、2008は、自由貿易や巨大公共事業に対して「コモنز内部の取り組みだけでは対処するのが非常にむずかしい」という。実際、永年に亘って中国電力・上関原発建設に抵抗してきた祝島の住民たちの運動は、本稿の観点からみれば、海の入会の伝統に立脚した「危機のコモنز」として理解できる。この運動は現政権の原発推進政策によって極めて厳しい局面を迎えている。

(8) インドの生物多様性民衆レジストリーの例に関して、短い説明だが、竹田「グローバル化のなかのコモنز(3)」(『生活経済研究』No.187, 2012) 参照。

(9) Carol Rose, "Several Futures of Property: Of Cyberspace and Folk Tales, Emission Trades and Ecosystems," *Minn. L. Rev.* 129 (1998-1999), pp.129-182; Carol Rose, "Expanding the Choices for the Global Commons: Comparing Newfangled Tradable Allowance Scheme for Old-Fashioned Common Property Regimes," *Duke Environmental Law and Policy Forum* 1045, 1999, pp.45-72.

コモンズの理論がどのような役割を果たすことができるかどうか、オストロムの「設計原理」は多くの現存のコモンズからの抽象を越えて、コモンズ展開の次の段階への指導理念になることができるのであろうか。

## 2 コモンズ理論の収斂と拡張

後の議論に必要な限りで、コモンズに関する議論を整理してみよう。ハーディンの「共有地の悲劇」に対して、実証的研究者による反論と並行して、オストロムらが共有とオープン・アクセスを区別することによって、理論面からハーディンの論理を批判した<sup>(10)</sup>。

オストロムらのハーディン批判は次の四点からなる。財の性質と所有権レジームの区別、資源の源泉と資源フローの区別（たとえば、河川そのものと河川からの農業用水の区別）、共有とオープン・アクセス（資源利用の制約を設けない制度）の区別、所有権をより基本的な権限の束として理解する視点である。オストロムらによるハーディン批判の眼目は、ハーディンが区別できなかった三つ目の区別をめぐるものである。この段階のオストロムの研究からは他の重要な教訓を汲み取ることができる。

公共財生産の民営化の観点から重要なのは、財の性質と所有権レジームの区別である。水（飲料水、農業用水）や大気や周波数帯等が、財の本来の性質として公共財であるとする理解では、「法と経済学」による民営化の論理に対抗できないからである。さらに、所有権を基本的権限の束とみる立場は、コモンズの統治構造を考える際の基本的視点を提供する。

オストロムらの整理（表1）によれば、「共有地の悲劇」はオープン・アクセスが引き起こすものとなり、必ずしもすべての「共有地で悲劇」が起きるとは限らない。そこで、実際にオープン・アクセスがどのように一般的なのか、逆にオープン・アクセスを禁止するのはどのような場合なのかという問題が浮かび上がる。このようにして、オストロムは四つに分類された財の背後に、コミュニティ内部の統治構造を探ることになる。コモンズ存続の条件としてよく知られた、オストロム

表 1

|     |     | 控除可能性, 競合性      |            |
|-----|-----|-----------------|------------|
|     |     | 高い              | 低い         |
| 排 除 | 容 易 | 私的財             | 料金財 (クラブ財) |
|     | 困 難 | コモンプール資源 (コモンズ) | 公共財        |

(10) Vincent Ostrom and Elinor Ostrom, "public goods and public choice," Workshop in Political Theory and Political Analysis, *Indiana Univ.*, 1977. なお、オストロムらは、英国史の特定の制度を指す共有地the commonsのかわりに、共有プール資源CPR, common pool resourcesということばを使う。法学者はCPRによって共同所有権レジーム common property regimeを指す場合がある。

(11) E. Ostrom, *Governing the Commons*, Cambridge Univ. Press, 1990, Ch 3.

(12) 井上真「自然資源の共同管理制度としてのコモンズ」、『コモンズの社会学』新曜社、2001所収。

(13) オストロムの研究で極めて重要なもう一つの論点は方法論に関するものである。オストロムの著者に説明する

の「設計原理」 design principlesとは現実のコモンズ研究から抽出された統治構造の諸条件である。

設計原理とは資源プールへのアクセスに関するルールでもある。この意味で、上の分類における粗い所有権の定義（私的所有か公有か）を生産と組織の面から精密化して、不完全所有権の現実的類型を把握しようとするものと解釈できる。

法的な観点から見れば、不完全所有権とは、使用・収益・処分の自由を保証する所有権概念をより基本的な権限の束として再構成し、基本的権限の特定の組合せを不完全所有権として解釈するものである。たとえば、現在、世界の漁業で注目されている譲渡可能な漁獲割当の権利（ITQ, IFQ）を所有する漁船といえども、漁網に捕えたすべての魚を自由に処分できるとは限らない。

不完全所有権を構成する具体的ルールの観点から、オストロムは持続的なコモンズの条件を次のように整理した<sup>(11)</sup>。①境界——コモンズの境界とコモンズ内部の権限分布が明確である。②地域性——資源採集・調達ルールが地域の（時代・場所・技術・労働・資源の性質等の）具体的諸条件と整合的である。③参加——利害関係者の意思決定への参加の権限が確保されている。④監視——資源利用の監視が行われる。⑤段階的サンクション——ルール違反の軽重に対応してサンクションの段階が設けられている。⑥紛争解決メカニズムが設けられている。⑦自治権——コモンズのルールに関する自治権が政府等の外部権力によって認められている。⑧組織の階層性——コモンズがより大きなシステムの一部である場合には、コモンズのルールがシステムの多層のルールのなかに埋め込まれている。

オストロムはこの設計原理を基準にして、つまりその諸条件がどの程度満たされているかによって、コモンズの持続性や脆弱性、制度変化の可能性などを解析できると考える。

他方、日本でも人類学者の井上真は、表1の料金財（クラブ財）をタイトな共同管理、コモンズをルーズな共同管理、オープン・アクセスを非管理と名付け、ルーズな共同管理からタイトなそれへの移行をコモンズの成熟としている<sup>(12)</sup>。

このようにコモンズと総称される資源配分・統治構造は、実際には、オストロムの設計原理の諸条件を媒介にして、多くの不完全所有権レジームへ分岐しているはずである<sup>(13)</sup>。

コモンズ理解の深化の上で、さらに次の二つの論点に言及する必要がある。まず、インターネットの普及によって知的共有財産とでもいうべきものが生まれ、そこから共有の意味が再発見されるとする議論がある<sup>(14)</sup>。たとえば、ネットだけでつながった世界中の多数のIT専門家が公開プログラムの洗練やバグ発見に無償で協力したり、ネット上の百科事典のように無数の利用者自身が辞典の訂正・更新・洗練化等に協力するといった事態である。このように、共有される広義の資源（リソースやファシリティ）のなかには、利用されればされる程、その価値が上がるものがある。この

---

ように、ミクロ経済学やゲーム理論とは対照的に、理論と実証（実体調査）の往復運動の重要性が強調されている。これは同時に、実際のコモンズの制度的ディテールを重視することも含意する。

(14) Yokai Benkler, *The Wealth of Networks: How Social Production Transform Market and Freedom*, Yale Univ. Press, 2007. Lawrence Lessig, *Code: And Other Laws of Cyberspace, Version 2.0*, Basic Books 2006; *The Future of Ideas: The Fate of the Commons in the Connected World*, Vintage, 2002; *Remix: Making Art and Commerce Thrive in the Hybrid Economy*, Penguin Books, 2009. レッシグの上記三冊はそれぞれ『Code Version 2.0』翔泳社, 2007, 『コモンズ』翔泳社, 2002, 『Remix』翔泳社, 2010, の書名で邦訳されている。

意味でインターネットは逆コモンズinverse commonsと呼ばれることがある。

この論点は実は、「共有地の悲劇」への批判として、19世紀までの英米の道路・運河・商業活動に関して法学者キャロル・ローズによって主張されたものである<sup>(15)</sup>。当時の道路や運河にはオープン・アクセスのものがあつたが、規範や慣習によって「共有地の悲劇」を免れていて、私有の道路や運河より効率的に利用された。さらに、当時の商業は制度としてみれば、誰もが自由に売買できるオープン・アクセスのシステムであつたが、「共有地の悲劇」とは逆に、利用者が増えれば増える程、商業制度の利用価値が増えるものと考えられた。

もう一つの論点も米国の法学者によって初めて提案された反コモンズanticommonsの概念である<sup>(16)</sup>。オープン・アクセスを許す共有地では、複数の所有者に資源利用の特権privilegeが与えられているが、だれにも他の所有者を排除する権利rightがない。これと対照的なのが、複数の所有者のそれぞれに他の所有者の資源利用を排除する権利rightが与えられているが、だれにも資源を専用する特権privilegeが与えられていない場合、つまり反コモンズである。たとえば、日本でよく見られるような、駅前商業地の大規模再開発に反対するごく一部の土地所有者によって、大多数の所有者の利益が損なわれるような場合やマンション建て替えも全員の賛成が得られるまで進展しないといった事態に相当する。

反コモンズは、不完全所有権によって非効率な資源配分や共同体の統治不能が生じうることを意味するが、他方、一人の所有者の反対によって乱開発を防ぐことができる可能性も示唆する<sup>(17)</sup>。いずれにせよ、基本的権限の組合せ如何によって資源配分と統治構造が大きな影響を受ける。

オストロムの設計原理、逆コモンズ、反コモンズに関する考察から、大きな見取り図として次のような表を考えることができよう。

表1における排除可能性の有無は、表2では自己統治のルールをもったコモンズとオープン・アクセスを区別するために、ローカルな共同体と公衆の区別に置き換えられている。公衆the publicとは予めメンバーを特定できない集団を意味するもので、「共有地の喜劇」（つまり逆コモンズ）を論じる際にキャロル・ローズによって強調された視点である。この公衆の概念を資源利用のルールがない場合と解釈すれば、表2のオープン・アクセスがハーディンの「共有地の悲劇」に相当することが分かる。

表1の控除可能性の強弱（消費の競合性と非競合性の区別）は、表2では加法性と非加法性に対

(15) いわゆる共有地の喜劇である。Carol Rose, "The Comedy of the Commons: Customs, Commerce and Inherently Public Goods," *Univ. Chicago Law Review*, 1986.

(16) Michael Heller, "The Tragedy of the Anticommons: Property in the Transformation from Marx to Markets," *Harvard Law Review* 111-3, 1998, pp.622-688. ヘラーは、ソ連崩壊後のモスクワの事例から反コモンズの概念を取り出した。ソ連崩壊直後のモスクワの商店に関して、複数の官庁が異なる種類の許認可権を持っていたため商店再開ができずに閉鎖されたままの店舗の前の路上に、許認可を必要としない露店が叢生した例が挙げられている。モスクワ中心街のアパートについても、ソ連時代からの各住人が所有する事実上の所有権のために正常な手続きを経た再開発が不可能になり、ロシア流地上げが横行した事例も範例として議論されている。阪神大震災後の復興で、土地所有権のため再開発が進捗しなかった日本の例も挙げられている。

(17) 祝島の抵抗の法的根拠はこの点にある。祝島の漁民がもつ海の入会権は、周辺海域・海浜の中国電力への売却に対して反コモンズとして機能する。

応し、さらに優加法性が追加されている。優加法性は逆コモンズを広義の資源（リソースとファシリティ）の性質として見る際に必要となる概念である。個別に資源を利用するよりも共同して利用する（資源を共有する）方が、生産性や効率性が上がることを意味する。

先ほど言及した井上真の「タイトな共同管理」は、表1と2のクラブ財に相当するが、井上はそれをコモンズの一つととらえているようである。米国の法学者レッシング（脚注14参照）は、オストロムや経済学のコモンズ概念を十分に了解しながらも、表2のネットワークをコモンズに含めている。このようなコモンズ概念の拡張は、狭い意味での従来の私有・私的財と公有・公共財の間に、さまざまな権限の組合せと濃淡を伴う不完全所有権のひろいスペクトラムが広がっていることを示唆している。

表2

|          |        |           |      |
|----------|--------|-----------|------|
|          | 優加法的   | 加法的       | 非加法的 |
| 個人       |        | 私的財       |      |
| ローカルな共同体 | コモンズ   |           | クラブ財 |
| 公衆       | ネットワーク | オープン・アクセス | 公共財  |

表2の縦軸の個人、ローカルな共同体、公衆のそれぞれが、不完全所有権のさまざまな組み合わせに従って分岐することになる。たとえば、共有牧草地の利用ルールは伝統的規範で決まっている場合でも、生産された乳製品については私的処分が許されている場合と乳製品の分配についても規範に従う場合に分岐することになる<sup>(18)</sup>。

さらに、戦争・国防や警察・治安のように、サービス享受の面に関しては排除不可能性と控除不可能性（消費の非競合性）の両者を満たすために、従来、純粋公共財とされてきたものも、その調達・生産に関しては民間企業に委ねることも理論的には可能である。これは、次節で説明するように民営化の理論的根拠を提供することにもなる<sup>(19)</sup>。つまり、表1と2の縦軸のもう一つの隠れた次元として、資源や財の採収・調達・生産に関する制度的分岐を想定することが必要になる。たとえば、公共財の公的提供か、民間委託かといった分岐である。

横軸の分類の優加法性、加法性、非加法性の区分の背後に隠れているのが、資源利用の生態学的次元と具体的な技術の次元（つまり自然と人間の関係）である。コモンズのもつ生態学的側面は、世界各地の有機農業、小規模伝統農業、小農運動などの意味を高く評価する研究者によって強調されてきた<sup>(20)</sup>。

(18) オストロムの主著（脚注11参照）には、スイス山村のコモンズにおける夏季の牧草地利用ルールと生産されたチーズの分配ルールに関する記述がある。

(19) 後述のロナルド・コースは、英国史を渉猟して燈台に関して調べ、排除不能性と非競合性（非加法性）をもつために政府が供給しなければならない範例的な公共財とされてきた燈台も、民間業者が建設・運営し、入港する船舶から料金を徴収してきた事例が多いことを示した（「経済学の中の燈台」、『企業・市場・法』東洋経済、1992年）。

(20) Jules Perry, *Agri-Culture: Reconnecting People, Land, and Nature*, Earthscan, 2002. 邦訳『百姓仕事で世界は変わる—持続可能な農業とコモンズ再生』築地書館 2006.

このように表1と2の粗い分類の背後に、三つの隠れた次元（不完全所有権の諸類型、調達・生産の諸制度、生態学的な分岐）を想定すべきことになる。

### 3 市場化の論理と力

オストロムの設計原理は、裏から読めばコモンズが失敗する条件をも意味する。しかし、コモンズが直面する困難と障害は、オストロムが議論したようなコモンズ内部の統治の失敗だけではない。むしろ、コモンズの主要な困難は市場化の圧力によるものと考えらるべきであろう。たとえば、農業の商業化にともなって、農業のコモンズや小農経営が解体し、農業をとりまく生態学的バランスが維持されなくなったり、単一品種の大規模生産によって生物多様性が失われたりする。漁業に関しても同じことが言える。

市場化はコモンズを侵食し解体するだけではない。エネルギー産業や化学産業や金融業などで大企業が巨大なリスクを生み出し、大規模な環境汚染や深刻な金融危機の形でリスクを顕在化することがますます多くなった<sup>(21)</sup>。

さらに、グローバル化は単に大企業の活動のグローバル化であるだけではない。環境、医療、食料、上下水道、その他の基本的行政サービス、情報と文化まで商品化し、グローバル市場へ包摂する歴史的運動として、グローバル化を理解することが必要なのではないか。この立場からは、市場化の論理と力を解明することが重要になる。コモンズや公共財が私的財へ還元され、公や共の領域が私的所有へ縮減する歴史的運動の背後に、どのような論理と推進力があるのか。私的財と私的所有はどのような特徴をもっているのか。

コモンズや公共財の視点、つまりローカルな共同体や公衆の視点から見ると、表1と2の背後には、①分岐する統治構造、つまり資源利用と分配におけるさまざまな社会関係、②資源フローの調達・生産に関する制度的分岐、それに③生態学的次元、つまり、資源ストックの保全や維持の次元が隠れていることは先ほど説明したとおりである。しかし、私的財の場合には、人と人との関係と人と自然の関係をめぐる多様な制度的配置は、私的所有の論理に縮減してしまう。①と②の制度的次元は、古典的な私的所有の諸条件（権利の確実性、他者の排除、譲渡可能性、権利の永続性等）と営利企業の活動に還元され、③の生態学的次元は私的領域における財の消費と廃棄に還元されることになる。

したがって、福祉制度を、給付と勤労意欲や金銭的対価の交換に擬する福祉の準市場では、制度やサービス労働の実態に無関心で福祉制度の意味を自分の費用・便益にのみ還元する「消費者」の立場を強いることになる<sup>(22)</sup>。実際、医療や介護などの福祉の準市場化は英国のニュー・レイバーなどから始まり、日本の障害者自立支援法に強い影響を与え、保守党による英国NHS改革の指導理念ともなっている。日本の介護保険制度にも、当事者がサービスを選択し、民間企業はサービス供給で互いに競争し、両者を契約で結びつけるという基本的構図がある。生活保護の分野では、クリ

(21) 竹田「企業の失敗——企業制度とリスクの外部化」、『科学』82-1, 2012参照。

(22) 以下の数節は竹田「グローバル化のなかのコモンズ(2)」、『生活経済研究』No.185, 2012に基づく。

ントン政権のwelfare to workやドイツの失業給付・福祉改革（ハルツIV）は受給の権利と勤労義務との疑似的交換を前提としている。

公的サービスの市場化や排出権取引などを理論面で準備したのは、ロナルド・コースが創始した「法と経済学」であった。コースの独創は、市場を財の交換メカニズムから抽象的権利（権限の束）のそれへ拡張した点にある。コースによれば、近隣の騒音や煤煙に関する紛争は、当事者間の交渉・契約と損害賠償によって、法や行政の規制を必要とせずに解決できるという<sup>(23)</sup>。

権利売買が可能であるためには、権利の総体を分割可能な（加法的な）個別所有権の分布として設定する必要がある。隣の騒音を負の外部性と考えれば、それを内部化する、つまり市場交換の場に引き込めばよい。騒音で迷惑を被る者は「騒音権」を、騒音発生源である「騒音権」所有者から買い取るか、あるいは価格が高過ぎる場合には引っ越せばよいと考えるのだ。

逆に、所有権の分布が決まっていれば、理想的条件のもとでは新たに生まれる正負の外部性は直ちに市場取引の対象となる。市場取引や契約を結ぶことが難しい場合には、その困難さの程度を金額で評価できれば、つまり市場と契約のコストである「取引費用」が分かれば利潤計算へ参入できる。さらに、利害関係や社会的価値をすべて金額に還元できると仮定すれば、事故や紛争の因果関係の究明や責任追及は不要になる。利害対立とは、当事者間の関係で負の外部性が生じている場合と考えられるから、新たな契約によって外部性を内部化すれば、当事者双方に有利な別の相互関係へ変わるだけである。因果関係の体系は相互依存関係へ置き換わる。

このような状況では、すべての正負の外部性は誰かの利潤計算や効用計算に組み込まれている。すべての正の外部性は利用し尽くされていて、すべての負の外部性はコストとして考慮されている。だから、社会全体として最高度の効率性を発揮しているはずである。

「法と経済学」はこのように、市場交換と契約こそが個人の自由を保証しながら社会的協力を実現できる最良の方法であるとする社会観に基づいている。この社会観は、市場原理派の政策提言を支える基本的ビジョンであり、直接に排出権取引などの「制度設計」に応用されて、利害調整や環境保全の多様な試行錯誤を自らの枠組に取り込む力をもっている。

特に注目すべきなのは、排出権取引や電波周波数帯オークションや漁業におけるITQ（譲渡可能な個別漁獲割当制度）などのような新たな権利市場の創設である。経済理論と立法措置によって、いわば無から市場メカニズムを作り上げようとする試みである<sup>(24)</sup>。この三つの権利市場に対してそれぞれ批判があり、外部性の強い資源に関して人工的な私的所有権の分布、つまり不完全所有権の分布を設定して、疑似的市場メカニズムを機能させることのむずかしさを示している<sup>(25)</sup>。

---

(23) Ronald Coase, "The Problems of Social Costs," *J. of Law and Economics* 3, 1960; ロナルド・コース「社会的費用の問題」(前掲『企業・市場・法』所収)。

(24) これらの新たな権利市場は1990年代頃から創設され始めた。周波数帯オークションはすでに1950年代終わりにコースが提案している。R. Coase, "The Federal Communication Commission," *J. of Law and Economics* 2, 1959. 1990年代半ばに米国で初めて周波数帯オークションが実施された際に、制度設計に関してゲーム理論家が連邦通信委員会に全面的に協力した。しかし、最近、そのゲーム理論家は立場を変え、電波のコモンズの意義を強調している。Paul Milgrom et al., "The Case for Unlicensed Spectrum," 2011, available at papers.ssrn.com.

(25) 排出権取引に関してLarry Lohmann, *Carbon Trading: A Critical Conversation on Climate Change, Privatization, and*



## 4 危機のコモンズ

大企業のグローバルな活動が生み出し、公的機関が黙認してきた負の外部性は、コースの議論が想定するように私的負財private badsとして現れるわけではない。コースは市場取引や契約関係に還元できないすべての要因を取引費用という概念に集約したが、負の外部性は消費者の効用計算や生産者の利潤計算に費用として算入できるとは限らない。原発事故の処理費用や長期の低線量内部被曝の例を考えてみれば明らかのように、「事故のコスト」は何らかの根拠に基づいて確定したり、予測できるものではなく、コスト計算は本来不可能というべきである。

負の外部性が現れる論理的に可能な経路はどのようなものであろうか。そこで表2における財goodsの分類を正確に逆転して、負財badsの分類表を作ってみよう（表3参照）。

私的負財とは近隣の騒音・煤煙・悪臭等で、コースの議論の範例となったものである。負のコモンズは、ローカルな環境破壊・生態系攪乱や地域経済の疲弊に相当する。クラブ負財は水俣病やアスベスト禍のように地域や被害者が限定される公害や疾病である。負のネットワークの例はパンデミック・国際金融恐慌・ネット上の強力なウィルスであり、これらを放置すれば際限なく拡大する。対策には、政府の強力なイニシアティブと国際的な協力を必要とする。何らかの公的介入が不可欠である。負のオープン・アクセスは、だれでも陥る可能性のある（非伝染性の）病気や失業や貧困などに相当するものと考えることができよう。公共負財は全国規模の化学物質汚染や放射能汚染、グローバルな規模の地球温暖化や各種の資源枯渇に相当する。排出権取引やITQは、温暖化ガスや漁業資源の枯渇という公共負財を制御するために、公共負財の「生産」面で疑似的市場メカニズムを設定するものである。

ここで、共の原理が可能な領域として、表3の負のコモンズ、クラブ負財、負のオープン・アクセスに注目しよう<sup>26)</sup>。この理解をもとにして、危機のコモンズを定義することができる。

危機のコモンズとは、産業災害や環境汚染の形で、グローバルな大企業が生み出す負の外部性を引き受けざるを得ない状況に置かれた人々の強いコミュニティである。理論の観点からは、「正のコモンズ」が、公と私（政府と市場）の間のニッチで、共の原理で資源の配分と保全を行う

表3

|          | 優加法的     | 加法的         | 非加法的  |
|----------|----------|-------------|-------|
| 個人       |          | 私的負財        |       |
| ローカルな共同体 | 負のコモンズ   |             | クラブ負財 |
| 公衆       | 負のネットワーク | 負のオープン・アクセス | 公共負財  |

Power, 2006, available at [www.cornerhouse.org.uk](http://www.cornerhouse.org.uk). 欧州の排出権取引の初期配分には批判が多い。キャロル・ローズは脚注(9)の第二論文で排出権取引について次のように批判する。①権利の定義如何で制度が大きく変わってしまう。②権利の初期配分の公正や効率性が保証されない。③排出量の総量の決定の根拠が明確でない。④監視ルールの実効性が疑わしい。スペクトラム・オークションについては前掲ミルグロム論文参照。ITQについてはU. Rashid Sumaila, "A Cautionary Note on Individual Transferable Quotas," *Ecology and Society* 15-3, 2010.

26) 脚注(9)の第二論文で、キャロル・ローズは排出権取引に代わるべきコモンズの解決法を示唆しているが、具体的制度を提案しているわけではない。

のに対して、「負のコモンズ」は被災者や救援者による負財処理のために協力の原理を使うものと整理できる。しかし、水俣、ボパール、飯館村等の産業災害や、阪神大震災やカトリーナ<sup>(27)</sup>の自然災害におけるボランティア活動の例をみればわかるように、救援者や被害者たちは、常に安定した組織や共同体として活動していたわけではない。むしろ、緊急の災害支援や長期の厳しい裁判闘争の性格をもつために、運動は試行錯誤や組織内外の対立や共同体からの離脱など、多くの混乱と不安定性に満ちたプロセスと理解すべきである。

危機のコモンズの実相を知るために、史上最大の産業災害と言われるボパール化学工場事故とその後の未解決の問題（後遺症、水や大地に残存する有毒物質の処理、潜在的患者の救済、補償の見直し、将来世代への遺伝的影響等々）をめぐる、被災者や地域住民や外部の協力者・援助者がどのように社会運動を組織していったかを概観しよう。

## 5 ボパール

1984年のボパール化学工場の産業災害は、対照的なふたつの世界が接触するところで生じた。緑の革命とその革命で農村から追い出された農民、世界的な大企業と途上国の極貧層、巨大化学工場と違法居住者のスラム街。事故後の対応でもふたつの世界の対照は際立っている。法と企業制度のトリックを駆使して責任回避をはかる原因企業と企業責任の追及をやめない被災者、金銭的賠償で災害を清算しようとする企業と正義を求める被災者の運動。

インド政府の対応は原因企業との和解（1989年）に象徴される。経済成長のために外資導入を推進していたインド政府は、外国企業のインド進出への悪影響を恐れて、被災者を除外してインド政府が賠償交渉を独占する特別法を制定したうえで、抜き打ちに和解を公表して問題の早期收拾をはかろうとした。医学的調査も事故後十年で打ち切り、調査結果もいまだに公表していない。

産業災害を起こしてしまったという事実をとってみても、災害後の対応についても、企業と政府は負財の処理に失敗したのである。被災者自身の危機のコモンズは、文字通りこのような状況に強制されて生まれた。

被災者たちの社会運動は、インドでもっとも持続的な反公害運動のひとつであるといわれる<sup>(28)</sup>。多岐に亘るかれらの主張と運動を、①救援、②被災者の生活支援、③長期的な生活再建・長期医療ケア・社会復帰の三つの局面に整理してみよう<sup>(29)</sup>。

---

(27) ハリケーン・カトリーナによる堤防決壊の後のニューオリンズの状況については、レベッカ・ソルニット『災害ユートピア』垂紀書房、2010に興味深い記述がある。カトリーナ後のニューオリンズのごく初期のボランティア活動についてはScott Crow, *Black Flags and Windmills*, PM Press, 2011参照。

(28) 事故そのものとその後の現地の汚染や被害者たちの苦境と運動に関して、多くの報告と研究がある。簡単な解説として前掲の竹田『科学』論文、『生活経済研究』論文を参照。

(29) Kim Fortun, *Advocacy After Bhopal*, Univ. of Chicago Press, 2001; Stephen Zavestoski, "The Struggle for Justice in Bhopal," *Global Social Policy* 9-3, 2006; Bhopal Survivor Movement Study, *Bhopal Survivors Speak: Emergent Voices from a People's Movement*, Word Power Books, 2009; Eurig Scadrett and Suroopa Mukherjee, "Globalisation and Abstraction in the Bhopal Survivors' Movement," *Interface: A Journal for and about Social Movement* 3-1, 2011, E.

## ①救 援

事故後、直ちに被災者救援にインド各地からボランティアが駆け付け、救援組織を立ち上げた。中心になったのは次の組織である（ヒンズー語英語表記の頭文字だけを記す）。

ZGKSM（有毒ガス災害・闘争戦線）——食料・水・薬品などの必需品を提供し、政府とは独立に事故に関する科学的情報や医療上の情報を集めて公表し、被災者の要求と補償・救済計画を発表し、インド内外の救援組織のネットワークを組織した。インドの中央政府や州政府の公的な救済とは独立の、いわば市民社会からの事故対応ということができる。救援組織はボパールの被災住民にとってみれば部外者であり、専門職・アカデミシャン・労働運動家・ガンディー主義者などの中産階級・知識階級の男性主体の運動であった。災害の二週間後には、州知事官房へ、基本的な救援物資を要求する被災者たちのデモを組織している。しかし、複数の救援組織間で、そして当時は中心的な役割を果たしたZGKSM内部で、医療面からの住民救済と政治的要求のどちらに比重を置くべきかに関する基本方針について、意見の相違が表面化し、一年以内に組織は消滅・解体した。

この救援組織が解体した後、その残存者たちによって1986年初めにThe Bhopal Group of Information and Action (BGIA) が作られ、インド内外の情報ハブと組織間の調整の役割を果たしてきた。同年末に、国際的な情報発信と世界各地のボパール被災者支援運動の連携を図るためにThe International Coalition for Justice in Bhopalが作られ、他の同趣旨の組織が消滅していく中でも活動を続け、現在でもThe International Campaign for Justice in Bhopal (ICJB, 2004年結成) として活動中である。ICJBの連携団体には、BGIAやグリーン・ピースやアムネスティ・インターナショナルなどの国際的な環境・人権NPOや次に述べるボパール現地の組織などが名を連ねている。

## ②被災者の生活支援

情報発信だけでなく、実際に多くの被災者や地域住民を動員・組織して、政府と原因企業に生活支援と補償を要求し、裁判で正義を求める被災者主体の社会運動のなかには、つぎのような組織がある。

BGPMUS（ボパール・ガス被災・女性労働運動）——現在活動中の最大の戦闘的な大衆運動で、女性労働者だけでなく男性労働者も参加している。被災女性の多くは男性の働き手を失って困窮していたが、宗教的・社会的な抑圧のため、それまで家庭外の社会経験や労働経験に極めて乏しかった。このような女性たちを救済する目的で、洋裁・刺繍・文具製造などの作業場が設けられたが、この作業所の劣悪な労働条件と搾取が女性たちに団結や抵抗の労働運動に目覚めさせたのである。最初のデモは、作業所閉鎖に抗議する自然発生的なものであった。運動の焦点は、作業所に関するものから、次第に、医療、地域経済再建、補償、環境問題へと広がっていった。

参加する女性労働者にはインド社会や家庭のなかで差別と抑圧を受ける立場のイスラム教徒の女性や下位のカーストの女性が多い。虐殺された著名な鉱山労働運動指導者の影響をうけた男性が指

---

Scadrett and S. Mukherjee, "We Are Flames Not Flowers": A Gendered Reading of the Social Movement for Justice in Bhopal," *Interface* 3-2, 2011. その他NYT, WSJ, The Economic Timesの記事や運動のサイトから情報を得た。

導者の立場にある。労働者だけでなく、地域住民やその他の被災者を組織する。運動の主眼は、賃金・労働条件・補償などの経済的要求に置かれているが、事故責任の追及、公的な補償計画の拒否など、抵抗の姿勢が強い。国際的な資金援助や連携、インド国内の中産階級や知識人からの資金や情報やモラル・サポートよりも、被災住民や現地労働運動などからの少額の寄付金と支持によって、運動の自立性を保持してきたことに誇りをもつとされる。

BGPMSKS（ボパール・ガス被災・文具女性労働運動）——上と同じ事情で生まれた労働運動で、二人の女性指導者の内、一人は文盲である。家庭に閉じ込められていた教育のない女性が、労働運動のなかで鋭敏な指導者になる自己陶冶のプロセスと、持続的な運動の展開が重なり合う。女性の多いこの組織では、化学工場災害がもたらした環境汚染（特に水の汚染）や身体（特に女性や胎児・新生児の身体）の損傷が運動の原点であるように見える。国際的な環境運動との連携もするが、国際環境団体にみられるような知識人主体の運動ではない。原因企業と2001年にそれを買収した巨大化学会社ダウ・ケミカルの企業責任を追及し続けている。

GPNPBSM（ガス被災・困窮年金生活者・闘争戦線）——運動の主体はアウト・カーストの、教育を受けていない高齢女性である。災害まえから年金や福祉給付を政府に要求してきた長い歴史をもつ組織で、被災の問題を運動に取り入れていったのである。

その他にも組織があるが、注目すべきは、災害で肉親を失い、その後も生活・雇用・医療・補償等の面で、政府と原因企業に対する抗議と要求の運動を余儀なくされていった状況である。運動に参加する者の典型的な姿は、緑の革命で農村地帯を追われ、中心都市ボパールに流れ込み、化学工場に軒を接してスラム街を形成する非正規雇用に携わる階層、そのなかの特に女性である。かれらは辛うじて初等教育をうけただけで、識字率は極めて低い。運動の基盤は、原因企業と政府に対する怒り、自身や家族の生存・身体・生活に関する懸念、同じ境遇にある者への連帯である。

### ③生活再建、長期ケア、社会復帰（リハビリテーション）

事故後十年程たつと、政治的要求や裁判闘争を続けながらも、多少とも恒久的な被災者支援システムが必要になってくる。特に、ボパールで必要とされたのは後遺症に悩む被災者たちのための地域医療システムであった。そのために1994年初めに、BGIAなどのイニシアチブで、12か国からの14人の専門家からなるボパール国際医療調査団が組織され、調査結果と勧告が発表された。勧告のなかには、地域に根差した一次診療システム、ガス被災による慢性的疾患の治療法研究、地域住民の長期健康調査、工場跡地の有毒物質の影響調査などの提言が含まれていた<sup>(30)</sup>。

これとは独立に、しかし同じ認識に基づいて、同年末、現地に診療所を建設するためのキャンペーンが英国の新聞社によって行われ、英国内から多額の寄付が集まった。これをもとに公益信託経営の診療所が建てられた。診療所はボパールで活動してきた医者・科学者・作家・社会運動家など

(30) V. Ramana Dhare, The International Medical Commission on Bhopal: Findings and Recommendations, 1994.

によって、政府や企業から独立に運営され、政府や企業からの寄付金は一切受け取らない方針をとる。1996年の診療開始から昨年まで35,000人の被災者を治療したという。診療所の目的は、災害被災者や汚染された水の被害者に無料で治療を施すだけでなく、地域医療のために地域住民を教育したり、被災家族の健康調査を長期にわたって続けてデータを記録することにもあるという。

他方、2004年にBGPMSKSの二人の女性指導者が、草の根環境運動を顕彰するゴールドマン賞を受賞すると、その賞金をもとに、障害をもつ子供たちの治療や後遺症に悩む女性とその家族を支援するための診療所兼教育施設を建設した。

危機のコモンズはこの段階になると、災害救援という側面が薄れてきて、社会復帰の援助の性格を持ち始める。この意味で、長期的な危機のコモンズの成功は、地域共同体における医療・生活・教育等のための正のコモンズへつながる可能性をもっている。

## 6 グローバル化と危機のコモンズの役割

ボパールの社会運動を危機のコモンズとして見ると、その成功とは何を意味するのか。成功の条件はどのようなものになるであろうか。ボパールや水俣病の社会運動、米国の環境保護運動、祝島などの反原発運動等の事例からどのような教訓を引き出すべきか。この視点からの理論的整理が足りない現状では、オストロムの設計原理のような明確な条件を抽出することはできない。しかし、正のコモンズの成功、つまり地域共同体内部の公正で効率的な資源配分や資源保全・生態系維持とはまったく様相を異にするであろうことは直ちに予想できる。

危機のコモンズとは、政府の失敗と企業の失敗によって地域に降りかかる負財への対応であるから、正のコモンズの成功の条件である自立性や持続性そのものは危機のコモンズの目的とはなりえない。しかし、水俣病やボパールのように、政府や企業が必要な対策をとらない場合や対応を引き延ばす場合には、持続的な運動がいわば強いられるのである。

実際、ボパールの運動より長い歴史をもつ水俣病の場合には、企業の失敗と政府の失敗が問題解決を遅らせてきた。水俣病の公式確認（1956年）や政府による水俣病の公害認定（1968年）から半世紀を経て、水俣病の「最終解決」を謳う特措法による申請締め切り（昨年7月）を過ぎても、真の最終的解決には程遠い。危機のコモンズの持続性とは、公正な負財処理に失敗し続ける企業と政府に対して、社会運動としての頑強さを意味する<sup>(31)</sup>。組織や構成メンバーや運動理念は変わっても、運動は持続的でなければならない。

危機のコモンズは緊急時、中期、長期の三段階のいずれにあっても、被害が深刻で広範囲に及ぶほど、地域共同体を越えることが多いであろう。地域外からの支援（各種の専門家の指導や協力、国際的な支援）や政府機関や非政府組織との連携（いわゆるコマネジメント）が不可欠となる。

危機のコモンズの成功の基準（目的）と成功の条件を暫定的に次のように整理してみよう。

(31) 水俣病の解決は失敗の連続である。チッソとの私的交渉（1959年の見舞金契約、1973年の補償協定）、公健法（1973年）や昭和52年判断条件（認定基準）による公的救済、司法の場での和解を求めた「司法救済システム」運動、1995年の政治決着、2009年の水俣病特措法等々を経て、いまなお多数の潜在的患者がいるものと推測されている。

|      | 目的               | 成功の条件           |
|------|------------------|-----------------|
| 救援   | 救命, 救出           | 政府・非政府組織との連携・調整 |
| 生活支援 | 被災者支援, 補償, 正義の回復 | 運動の持続性, 専門家の協力  |
| 生活再建 | 長期ケア, 社会復帰, 原状回復 | 組織の持続性, 資金確保    |

危機のコモンズの統治構造には、コモンズ外部との連携とコモンズの自立との間のジレンマがある。危機のコモンズは、緊急時だけでなく、裁判闘争・科学論争・社会運動・政治的戦術等の分野で、一般市民のボランティア、多くの専門家、内外の非政府組織、国際的な環境団体、政党等のさまざまな形の外部からの協力が不可欠となる。しかし、外部の協力で過度に依存すれば運動の自律性を喪失しかねない<sup>(32)</sup>。

ボパール災害後の原因企業と政府の対応には、水俣病の経緯と共通する特徴がある<sup>(33)</sup>。それは、企業のリスク外部化によって生じた重大事故に関して、企業制度のトリックと政治介入を通じて原因企業を免責しつつ、被害者を一定の範囲に限定し、未認定患者や潜在的患者を切り捨てようとするという試みである。実際、水俣病とボパール大災害の基本構図は驚く程似ている。近代化や経済成長という支配的価値観、安全軽視の工場設計と運営、当初の事故責任の否認と回避、行政の不作為と被害者救済の遅れ、企業側に立った政治介入、事故後の政府による健康調査の不徹底、会社法制を利用した事実上の原因企業の免責、等々。福島でもこの基本構図が成立しつつあるように見える。

事故被害をクラブ負財として見れば、企業と政府は被害者の範囲を特定のローカルなグループに限定しようとすることになる。水俣病でも、その不当性を厳しく批判されてきた認定基準（昭和52年判断条件）や今回の水俣病特措法によって、「負のクラブ」への入会基準を高く設けて、その範囲をなるべく狭く囲おうとしてきた。

他方、グローバル化のなかで大企業がリスクの外部化を続ける傾向は衰える兆しを見せない。温暖化ガス抑制に関する国際的協力は事実上頓挫し、欧州の排出権取引も多くの問題を抱える。国際石油資本も度重なる事故からどのような教訓を引き出したか、明らかではない。途上国の電力不足で世界の原発市場は今後拡大すると予想されている。つまり、大規模産業災害のリスクは今後増大するだけでなく、産業災害の範囲も拡大するものと思われる。途上国で福島規模の原発事故が起きれば、一国内に抑え込めるとは限らない。汚染が国境を越える可能性も想定する必要がある。災害は次第に国際的な公共負財の性格を帯びていく可能性が高い。

## おわりに

社会運動を危機のコモンズとして捉えることにどのような意味があるのだろうか。コモンズと危

<sup>(32)</sup> BGP MUSの指導者Abdul Jabber Kahnはこのジレンマを体現する。一方で、運動のためにボパール内外の中産階級・知識人のアドバイスが不可欠だが、他方で、運動の求心力維持のために一種の反知性主義を標榜する。K. Fortun, *op.cit.*, pp.236-243.

<sup>(33)</sup> この一節は前掲の竹田「企業の失敗 (3)」に基づく。

機のコモンズという、実際には性格の異なる社会的組織と社会運動をコモンズで括ることに  
はどのような意味があるのか。

それは、大規模災害後の救援活動や被災者たちの中長期的な生活再建のための社会運動には、政  
府への全面的依存や災害資本主義<sup>(34)</sup>には代替できない自発的な協力の契機があり、他方、災害ユ  
ートピア<sup>(35)</sup>にはない持続的なエネルギーと組織と運動のダイナミクスを見出すことができるから  
である。救援と復興には協力への意思と運動の論理があり、その点にこそコモンズとしての意味が  
ある。

危機のコモンズは、伝統的コモンズのような安定性や自立性とは本来無縁であり、現代のコモン  
ズのように公と私（政府と市場）の間のニッチに活路を見出すというわけでもない。危機のコモン  
ズは、災害後の混乱や原状回復のための試行錯誤や厳しい闘争（裁判、政治的要求、組織間・組織  
内対立等）のなかで形成されるものと考えらるべきであろう。福島県飯舘村の帰村運動をめぐる対立  
や、危うい状況に追い込まれつつある祝島の抵抗運動は、伝統的なコモンズが危機のコモンズへ変  
わりつつあることを意味する。

（たけだ・しげお 法政大学経済学部教授）

---

<sup>(34)</sup> ナオミ・クライン『ショック・ドクトリン（上）、（下）』岩波、2011。

<sup>(35)</sup> ソルニット前掲書。